

令和3年(2021年)1月15日

各総合振興局長 様

留萌振興局長 様

建設部長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の取扱い
について

このことについて、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の兼任の取扱いについては、「監理技術者の兼任の取扱いについて」（令和2年(2020年)9月30日付け事務連絡）で当面の取扱いを通知していたところですが、建設部及び建設管理部が発注する工事における特例監理技術者の配置について次のとおり取扱うこととしたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、「監理技術者の兼任の取扱いについて」（令和2年(2020年)9月30日付け事務連絡）は廃止します。

記

1 次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。

(1) 工事規模が工種ごとに次に該当するとき。

工 種	工 事 規 模
一般土木、 建築、電気、管	予定価格が3億円以上の工事
舗装	予定価格が6千万円以上の工事
その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象の工事

(2) 工事の技術的難易度が工種ごとに次に該当するとき。

工種	技術的難易度
一般土木	予定価格が7千万円以上の総合評価落札方式入札で難易度Ⅳ以上（実績審査タイプを除く。）の工事
建築、電気、管	予定価格が1億円以上の総合評価落札方式入札で難易度Ⅳ以上の工事
その他	標準型総合評価落札方式入札

2 兼務を認める場合における工事の範囲

(1) 建設管理部発注工事

工事現場が同一の建設管理部管内であること。

(2) 建設部（建築局）発注工事

工事現場が同一の発注地域要件区域内であること。

3 特例監理技術者の配置要件

(1) 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。

(2) 兼務しようとする工事の数が2件であること。

4 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日付け基発第267号の2労働省労働基準局長通知）において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

5 その他

本取扱いによるほか、特例監理技術者の配置については、災害等の特別な事情などがあるときは別に対応するものとする。

6 適用日

令和3年(2021年)2月1日以後に公告等を行う工事から適用する。

(建設政策局建設管理課工事管理係)